

プロトコル C-3

適切な溶解液量・希釈液量への変更

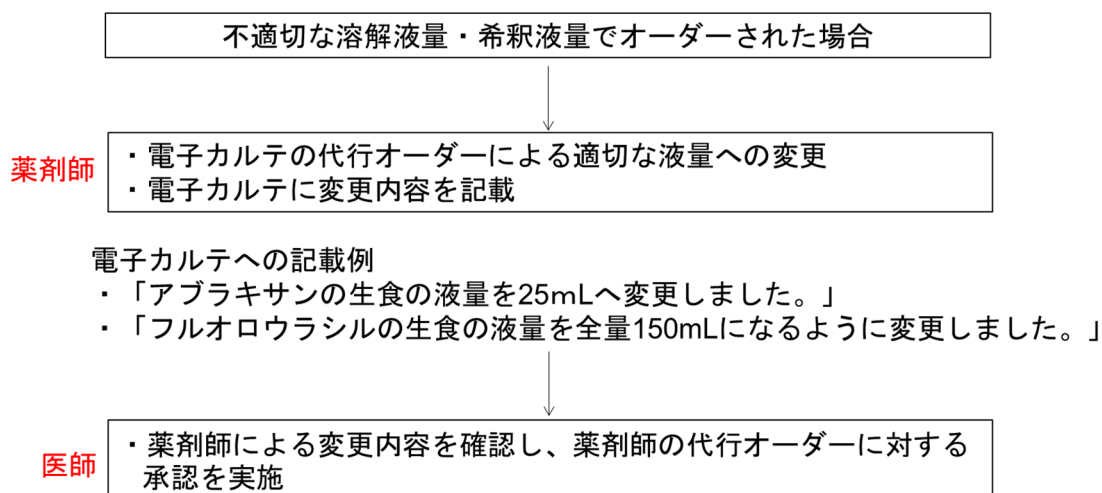
1. 内容

一部の抗がん剤は溶解液量や溶解後の濃度が規定されており、適切な液量を指定する必要がある。

注射オーダーには全量を指定することで投与量に応じた液量の自動計算機能がある。しかし、一部の注射薬には液量の自動計算機能がなく、医師は投与量から液量を計算して全量を指定する必要があるが、入力間違いや減量時の再計算忘れ等により不適切な液量をオーダーしてしまうことがある。その結果、薬剤調製時の間違いや投与時の流速間違いにつながる可能性がある。

そのため、薬剤師は電子カルテの代行入力オーダーにより適切な液量へ変更を行い、かつ変更理由について記載する。また、医師は指示変更を確認し、薬剤師の代行入力に対する承認を行う。

2. 実施の流れ



< 例 1 >

アブラキサン点滴静注用 100mg	125 mg
大塚生食 100mL	30 mL
	
アブラキサン点滴静注用 100mg	125 mg
大塚生食 100mL	25 mL

※溶解後のアブラキサンの濃度が 5 mg/mL のため生食の液量は 25 mL となる

<例 2>

FOLFOX や FOLFIRI 等のレジメンに含まれるフルオロウラシルの持続投与

フルオロウラシル注「トーワ」 1000 mg 20mL	3000 mg
大塚生食 100mL	150 mL



フルオロウラシル注「トーワ」 1000 mg 20mL	3000 mg
大塚生食 100mL	90 mL

※当院で採用している加圧式医薬品注入器（トレフューザー）は全量 150 mL になるように調製しているため、生食は 90 mL となる